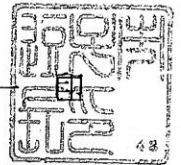




2 7 諮 問 第 4 号
2015 年（平成 27 年）4 月 10 日

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 立 川 丈 夫 様

逗子市長 平 井 竜



行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）の制
定について（諮問）

先般国において、社会保障・税番号制度の導入にむけ「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）が制定されました。つきましては、逗子市個人情報保護条例第 28 条第 2 項の規定に基づき、別添事案についてご審議いただきたく諮問いたします。

【事務担当】

逗子市総務部情報政策課 斎藤
内線 350

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）の制定について

1 番号法の規定

(1) 番号法第9条においては、個人番号の利用範囲を原則として次の範囲と規定している。

ア 番号法別表第一に掲げる主体が、同表に掲げる事務において利用する場合（第1項）

イ 地方自治体が、条例で定める事務において利用する場合（第2項）

ウ 個人番号関係事務実施者が、個人番号関係事務において利用する場合（第3項）

※1 災害時における特例等の例外的な利用が認められている。（第4項、第5項）

※2 条例で定める事務については、福祉、保健若しくは医療その他社会保障、地方税又は防災に関する事務に限る。

(2) 番号法第19条においては、同条各号に掲げられた場合を除き特定個人情報の提供を制限しており、同一地方自治体内の他機関へ特定個人情報を提供する場合は同条第9号に基づく条例を制定する必要がある。

2 条例の制定の必要性

(1) このため、次の場合には、地方自治体は番号法に基づく条例を定める必要がある。

ア 番号法別表第一に掲げられていない事務において個人番号を利用する場合（独自利用）

イ 同一機関内で特定個人情報の授受を行う場合（庁内連携）

ウ 同一地方自治体内の他機関への特定個人情報の提供を行う場合（委員会等との連携）

※ 庁内連携は、必然的に全地方自治体が行うことが想定されるため、全地方自治体が条例を定める必要がある。